

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

オーナーと会社の金銭貸借

Q：当社はこの不況で資金繰りがつかず社長からお金を借り入れました。当分の間、利息の支払いは行なわないつもりです。会社が役員から金銭を借り入れた場合はどのように取り扱われるのでしょうか。

A：個人においては、金銭の貸付けを行い、それが無利息貸付けであれば、利息を収受していませんので、受取利息の認定は行なわれません。また、法人においては、支払利息と支払利息の免除益が相殺されるので、課税問題は生じず、個人及び法人とも課税問題は生じないこととなります。

しかし、仮に、利息も支払わず、具体的な返済計画もないということでしたら、社長から資金の贈与を受けたとみなされる場合がありますので、注意が必要です。金銭消費貸借の契約書を作成し、返済日、返済計画等を明確に記載し、実行することが必要です。

法人の業績が回復したときに過去にさかのぼって利息を支払う会社もあるようですが、その場合は、あらかじめその利率を明確に記載し、各事業年度において支払利息として計上しておかなければ、支払利息として損金算入は認められず、役員賞与として取り扱われる場合があります。

ご質問とは逆に、法人が役員に金銭の貸付けを行った場合は、相当の利息を収受することされています。もし、利息を収受しなかったり、通常の利率よりも低い利率の利息しか収受しなかった場合は、通常の利率の利息との差額が役員に対する給与等とされます。

